

理 由 書

「箇所番号 11」、「箇所番号 13」、「箇所番号 14」、「箇所番号 18」、「箇所番号 21」、「箇所番号 36」、「箇所番号 50」、「箇所番号 73」、「箇所番号 83」、「箇所番号 89」、「箇所番号 92」、「箇所番号 96」、「箇所番号 97」及び「箇所番号 121」について、生産緑地地区の指定から 30 年が経過し、農地等所有者から、市に買取り申出が行われたが、買取りを行わず、あっせんも不調に終わったことから、行為制限を解除した生産緑地地区を廃止するものである。

「箇所番号 9」、「箇所番号 32」、「箇所番号 70」、「箇所番号 78」及び「箇所番号 128」の一部について、生産緑地地区の指定から 30 年が経過し、農地等所有者から、市に買取り申出が行われたが、買取りを行わず、あっせんも不調に終わったことから、一部行為制限を解除した生産緑地地区を変更するものである。

「箇所番号 173」について、鎌倉市緑の基本計画等に適合し、農林漁業と調和した都市環境の保全の観点から良好な生活環境の確保に相当の効用があると認められるため、生産緑地地区を新たに追加するものである。